

## 申請した内容に変更があったときの届出

### 1 届出が必要な場合

法人の名称、法人又は個人事業主の代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、主任電気工事士の氏名及び資格などに変更があったときは、鳥取県知事への届出が必要です。

※相続等に伴う個人事業主の代表者の交代や法人化の場合は、ここに示す「変更届」ではなく、「承継届」が必要です。（「承継」の項目をご参照ください。）

### 2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録事項等変更届出書	1	※押印は不要です。
添付書類（変更内容を証明する書類）	1	<p>○法人の名称の変更 登記事項証明書（法人登記簿謄本）</p> <p>○個人事業主である代表者の氏名の変更 （結婚等による改姓など） 変更後の氏名が記載された住民票や戸籍抄本など</p> <p>○法人の代表者の変更 変更後の代表者による誓約書（※） 登記事項証明書（法人登記簿謄本）</p> <p>○事業所の所在地の変更 法人：登記事項証明書（法人登記簿謄本） 個人：新所在地の周辺地図（様式不問）</p> <p>○電気工事の工種の変更 備付器具調書（※） ※主任電気工事士が第二種電気工事士である事業者が自家 用電気工作物を追加する場合は、主任電気工事士を第一種 電気工事士又は認定電気工事従事者に変更する必要があります。（この変更に係る届出も同時に必要となります。）</p> <p>○主任電気工事士の氏名及び資格の変更 変更後の主任電気工事士による誓約書（※） 主任電気工事士の雇用証明書（※） （主任電気工事士が代表者の場合は不要） 主任電気工事士実務経験証明書（※） （主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ） 電気工事士免状の写し（※） （第一種電気工事士の場合は受講履歴欄も貼付）</p> <p>○支店となる営業所の開設又は閉鎖 開設の場合は設置する主任電気工事士（他支店との 兼務不可）に関する書類を添付（<b>県外開設は要相談</b>）</p>

【注1】※印のある添付書類の様式は、「新規登録」の項目で示していますので、ご参照ください。

【注2】県外に営業所を新設する場合は、登録する行政庁が鳥取県から国に変更となり、国に新規の登録申請をした後、鳥取県に「登録行政庁変更届」の提出が必要となりますので、手続前にご相談ください。

### 3 手数料

変更の内容	手数料
<登録証の記載事項の変更> 法人の名称、個人事業主である代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の種類を変更しようとするとき	2,200円
<上記以外の変更> 法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格を変更しようとするとき	無料

### 4 提出期限

届出事項に変更があった後、30日以内に提出してください。

### 5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

鳥取県危機管理局消防防災課  
〒680-8570  
鳥取市東町一丁目271番地  
電話 0857-26-7063

### 6 参考法令

第10条第1項、第32条第2号

様式第11 (第7条)

※鳥取県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと)	
法人の名称、個人事業主の氏名、事業所の所在地、電気工事の種類の変更	2,200円
法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格の変更	無料

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 登録事項等変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業者の登録事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

**1 登録の年月日及び登録番号**

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

**2 変更事項の内容**

従前の内容	変更後の内容

**3 変更の年月日**

年 月 日

**4 変更の理由**